

歴史的風致活用国際観光支援事業仕様書

令和2年8月
和歌山県湯浅町

1. 業務の件名

歴史的風致活用国際観光支援事業

「交通拠点における観光案内表示および町内熊野古道案内表示の整備事業」

2. 業務の概要

(1)業務の目的

令和2年5月にJR湯浅駅を含む複合施設『湯浅えき蔵』が開業する。これを契機に今後も国内外からの旅行者の拡大が見込まれるところである。また、本町を訪れる外国人を含む観光客が集い、歴史的風致の維持向上を重点的かつ一体的に推進していく重点区域において、目的地である観光スポット等に円滑に移動できるようにするとともに、観光地としての都市イメージを向上できるよう、適切な情報案内表示の整備を図るため、専門的な視点で案内表示の現状を確認のうえ、改善案を計画し整備することを目的とする。

(2)連携先

湯浅町

(3)業務履行場所

- ・複合施設『湯浅えき蔵』
- ・湯浅町内熊野古道ルートと関連施設

(4)業務内容

複合施設『湯浅えき蔵』と町内熊野古道および関連施設周辺において観光案内誘導の現在の状況を踏まえた整備計画を立案。新規設置を含んだ整備を行うこと。

なお、実施にあたっては、平成29年度に実施した「歴史的風致活用国際観光支援事業・歴史的景観保全ガイドライン策定及び多言語化看板設置分析事業」を踏襲した計画とする。

【本事業運営における留意点】

- (ア)他地域の事例を参考にすること。来訪者の誘導をより効果的に行えるようにすること。
- (イ)誘導案内表示が一連の動線の中で途切れていたり、矛盾のないよう、設置位置や案内内容等の改善計画作成後、検証を行うこと。表記言語は日本語、英語は必須とし、その他の言語(中国語、韓国語等)については情報の重要性等により判断すること。
- (ウ)熊野古道をイメージさせる案内表示のデザイン、配置案とすること。
- (エ)和歌山県屋外広告物条例等関係法令、その他業務に関連する法令等を道守した改善計画を作成すること。
- (オ)当事業において、受託者が提出したアイデアやデザイン等については、今後、案内表示の整備実施にあたって、案内表示所有者等の関係団体が使用することがある。

(5)報告書の作成

上記（４）の実施内容を取りまとめ、令和３年２月末までに報告書を作成すること。報告書は、計画図、施工写真及び設計仕様図面などをわかりやすく情報を記載すること。

３．履行期間

契約締結日から令和３年２月２８日（日）まで

４．業務実施における留意事項

- (1)本業務を行うため、業務を円滑に遂行できる体制を整備すること。
- (2)外国語に記載にはネイティブチェック体制を明確にし、誤字・脱字や単なる逐語訳でなく、外国人旅行者にとって分かりやすいものとなるよう体制を構築すること。
- (3)実際の業務の実施にあたっては、本町の指示に従うこと。
- (4)本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度本町と協議するものとする。
- (5)受託者は業務上知り得た秘密を第三者に漏洩、開示してはならない。また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。

５．成果品

受託事業者は、事業が完了したときは、以下の成果品を提出すること。

◆提出先及び部数

- | | | |
|----------|-----|----|
| ①事業実施報告書 | 湯浅町 | ６部 |
| ②電子媒体 | 湯浅町 | １部 |

６．質問書の提出及び回答

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は「(様式３) 質問票」に記載のうえ提出すること。

- (1) 受付期限 令和２年８月２６日（水）１５時
- (2) 提出先・提出方法 電子メールで提出すること。また、未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡すること。原則、電話や来訪による質問は受け付けない。※土日を除く平日９時～１７時の間に行うこと。
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、令和２年８月２８日（金）までに書面（Email 含む）にて行う。

７．提案書類の提出

- (1) 提案書提出期限、郵送、持参いずれの場合も令和２年９月１日（火）１７時必着。
- (2) 提出書類

応募しようとする者は、下記①～⑨までの書類を揃え、(1)の期限までに提出すること。別途詳細を説明する書類や資料等があれば併せて提出すること。

- ① (様式1) 提案参加申込書
- ② 企画提案書
 - ・書式は自由、A4サイズ
 - ・事業実施スケジュールやイメージ図(パース等)を記載すること。
- ③ (同種又は類似業務の)実績書
 - ・書式は自由、A4サイズ、企画提案内容に関連する実績を記載すること。
- ④ 見積書
 - ・書式は自由、A4サイズ
 - ・10,000千円以内に限る。消費税10%を含める
- ⑤ 会社概要(事業概要が分かるパンフレットでも可)
- ⑥ 市町村税(市町村税、その延滞金等をいう。)に係る徴収金、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書(原本、発行後3ヶ月以内のもの)
- ⑦ 消費税及び地方消費税納税証明書証明書の種類は「納税証明書(その3)」とする。
(「その3の2」「その3の3」でも可) ※写しでも可
- ⑧ 法務局発行の登記事項証明書(全部事項証明書)の内、現在事項証明(発行後3ヶ月以内のもの) ※写しでも可

(3) 提出方法

提出書類一式を、原本1部、副本6部を上記期限までに提出すること。(郵送の場合は、締切日必着とする。)

(4) 参加の辞退 参加を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

8. 事業選定審査会による審査

提案内容を審査し、最も優秀な企画提案を選定する事業者選定審査会(以下「審査会」という。)を設置し、下記のとおり実施する。

(1) 審査内容

事業効果や費用対効果、また日程、人員等において無理のない計画であるかなどの観点から総合的に審査する。

(2) 審査スケジュール

① 審査会による審査(実施日時:令和2年9月4日(金)予定)

提案者毎に15分間のプレゼンテーション後、質疑応答を10分間行う(予定)。時間等の詳細については、改めて各提案者に通知する。その際に、提案内容に関する追加資料を依頼することがある。

② 事業者の選定

審査会にて企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、最も優秀な企画提案を行った事業者を選定する。

《審査基準及び配点(100点)》(予定)

項目	審査基準	配点
提案内容	訪日外国人を含む観光客に「分かり易い」「優しい」ものか	20
	提案内容実施にあたって類似の実績やノウハウを有しているか	20
	ネイティブチェック体制は十分なものか	10
	業務執行体制は十分か	10
	事業実施に当たっての創意工夫	20
経費	見積は事業内容に対し妥当か コスト削減にあたっての創意工夫	10
実現性	スケジュールは妥当か	10
合計		100

9. 事業者の決定及び契約締結

審査会での選定に基づき、本町は総合的に判断して最も優秀と認められる事業者を決定し、当該提案を行った参加事業者と契約締結手続きのための協議を行う。なお、実施期間や実施内容等において、採用された提案内容の一部の修正を依頼する場合がある。この場合、契約締結手続きの際に、当該修正内容を反映した提案書類を改めて作成し、提出を求める可能性がある。

また、契約締結に至らない場合は、次点の者と契約締結手続きのための協議を行う。

10. 問合せ・提出先

湯浅町地方創生ブランド戦略推進課 早川

〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木 668 番地 1

電話 0737-64-1112 FAX 0737-63-3791

電子メールアドレス brand@town.yuasa.lg.jp